

■建築物の地震に対する安全性に係る認定について■

【安全性に係る認定について】

建築物の所有者は、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができます。

【認定によるメリット】

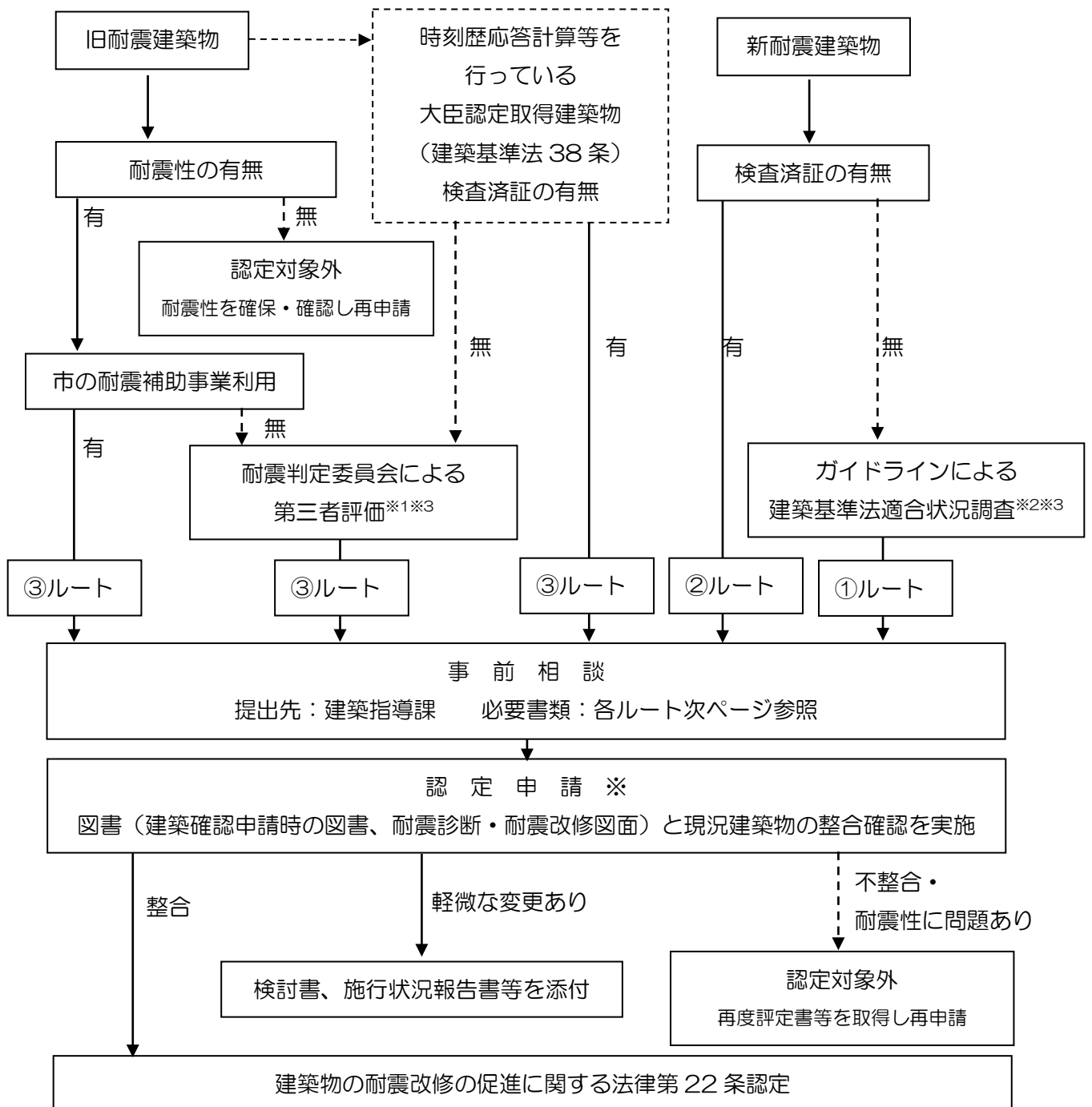
○認定を受けた建築物に対し、基準適合認定建築物に係るプレート（図1）^{注1}を建物の出入口等の人目につきやすい位置に掲示することで、耐震性をアピールすることができます。



図1. 基準適合認定建築物に係るプレート
（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則 別記様式 第十五号様式）

注1 上記プレートを使用する場合は、必ず所管行政庁からの認定を受けてから作成してください。
また、様式については、（一財）日本建築防災協会のHPからダウンロードできます。

【安全性に係る認定手続きフロー】



※1 構造関係規定以外の法適合性については、設計者が責任をもって確認をする。

※2 「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」（平成 26 年 7 月）に基づいて、建築当時の建築基準法等への適合の報告を求める。民間指定確認検査機関が実施。

※3 在来軸組工法の木造建築物など簡易に適合判定が可能なものは、基本的に不要とし、審査の中で確認を行う。

【必要書類】

①ルート

様式第 12 号、構造計算書、付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、現況報告書（市の様式第 11 号）

②ルート

様式第 12 号、検査済証、付近見取図、配置図、現況報告書（市の様式第 11 号）

③ルート

様式第 13 号、様式第 6 号（木造がある場合）、第三者評価（評定）書、付近見取図、配置図、現況報告書（市の様式第 11 号）

※【留意事項】

申請書類は、正副 2 部作成してください。